

事業活動収支計算書

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

(単位：円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収入の部	事業活動収入	学生生徒等納付金	( 49,410,000)	( 49,377,700)	( 32,300)
		保育料(授業料)	24,900,000	24,967,000	△ 67,000
		入園料(入学金)	10,980,000	10,942,000	38,000
		教材料	13,530,000	13,468,700	61,300
		手数料	( 352,000)	( 477,000)	(△) 125,000
		入学検定料	20,000	25,000	△ 5,000
		入園事務手数料	332,000	342,000	△ 10,000
		再就職訓練受託料	0	110,000	△ 110,000
		経常費等補助金	( 222,035,540)	( 221,995,833)	( 39,707)
		北海道管理運営費補助金	5,464,000	5,464,000	0
		地方公共団体補助金	1,403,540	1,403,540	0
		子育て支援対策補助金	3,068,000	3,068,000	0
		施設型給付費	212,100,000	212,060,293	39,707
		付随事業収入	( 7,250,000)	( 7,032,994)	( 217,006)
		補助活動収入	7,250,000	7,032,994	217,006
		雑収入	( 8,110,000)	( 7,997,930)	( 112,070)
退職金社団交付金収入	3,210,000	3,129,111	80,889		
雑収入	4,900,000	4,868,819	31,181		
	教育活動収入計	287,157,540	286,881,457	276,083	
教育活動支出の部	事業活動支出	人件費	( 180,330,000)	( 179,049,910)	( 1,280,090)
		教員人件費	95,950,000	95,425,216	524,784
		職員人件費	41,510,000	41,044,165	465,835
		退職金	3,210,000	3,129,661	80,339
		その他の人件費	39,660,000	39,450,868	209,132
		経費	( 93,267,000)	( 90,737,638)	( 2,529,362)
		消耗品費	7,150,000	6,916,229	233,771
		光熱水費	10,050,000	9,947,377	102,623
		旅費交通費	200,000	97,520	102,480
		教材費	15,150,000	14,813,499	336,501
		車両燃料費	1,115,000	1,029,925	85,075
		福利厚生費	850,000	765,030	84,970
		通信運搬費	2,700,000	2,720,063	△ 20,063
		印刷製本費	420,000	261,470	158,530
		行事費	2,750,000	2,511,847	238,153
		修繕費	1,950,000	1,708,820	241,180
		損害保険料	1,010,000	954,596	55,404
		賃借料	5,340,000	5,249,740	90,260
		公租公課	1,850,000	1,757,470	92,530
		諸会費	1,500,000	1,417,610	82,390
		渉外・会議費	1,220,000	957,228	262,772
		報酬・手数料	8,850,000	8,828,897	21,103
		研修・研究費	720,000	607,000	113,000
		保健衛生費	550,000	509,800	40,200
		減価償却額	25,172,000	25,178,892	△ 6,892
		広報費	4,270,000	4,172,905	97,095
		環境整備費	240,000	185,000	55,000
雑費	210,000	146,720	63,280		
	教育活動支出計	273,597,000	269,787,548	3,809,452	
	教育活動収支差額	13,560,540	17,093,909	△ 3,533,369	
教育活動外収入	事業収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		受取利息・配当金	( 582,000)	( 561,410)	( 20,590)
		その他の受取利息・配当金	582,000	561,410	20,590
	教育活動外収入計	582,000	561,410	20,590	
教育活動外支出	事業収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		借入金等利息	( 57,960)	( 57,960)	( 0)
	借入金利息	57,960	57,960	0	

(単位：円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
		教育活動外支出計	57,960	57,960	0
		教育活動外収支差額	524,040	503,450	20,590
		經常収支差額	14,084,580	17,597,359	△ 3,512,779
特 別 収 支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異
		資産売却差額	( 0)	( 1,549,322)	(△ 1,549,322)
		カルフル元入金評価差額	0	898,621	△ 898,621
		、車両売却差額	0	99,999	△ 99,999
		有価証券売却差額	0	550,702	△ 550,702
		その他の特別収入	( 0)	( 977,004)	(△ 977,004)
		過年度修正額	0	977,004	△ 977,004
		特別収入計	0	2,526,326	△ 2,526,326
		科 目	予 算	決 算	差 異
		資産処分差額	( 0)	( 14)	(△ 14)
建物処分差額	0	5	△ 5		
構築物処分差額	0	1	△ 1		
機器処分差額	0	8	△ 8		
その他の特別支出	( 0)	( 0)	( 0)		
特別支出計	0	14	△ 14		
特別収支差額	0	2,526,312	△ 2,526,312		
〔予備費〕		( 0)			
		0		0	
基本金組入前当年度収支差額		14,084,580	20,123,671	△ 6,039,091	
基本金組入額合計		0	△ 528,206	528,206	
当年度収支差額		14,084,580	19,595,465	△ 5,510,885	
前年度繰越収支差額		△ 261,173,704	△ 261,173,704	0	
基本金取崩額		0	2,955,606	△ 2,955,606	
翌年度繰越収支差額		△ 247,089,124	△ 238,622,633	△ 8,466,491	
(参考)					
事業活動収入計		287,739,540	289,969,193	△ 2,229,653	
事業活動支出計		273,654,960	269,845,522	3,809,438	

貸借対照表  
令和4年3月31日

(単位：円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定資産		710,732,252	733,468,543	△ 22,736,291
有形固定資産		684,069,639	705,761,016	△ 21,691,377
土地		272,114,793	272,114,793	0
建物		394,548,544	415,415,397	△ 20,866,853
構築物		3,584,357	4,377,630	△ 793,273
機器備品		7,277,664	5,514,200	1,763,464
図書		2,121,086	2,121,086	0
車両		4,423,195	6,217,910	△ 1,794,715
その他の固定資産		26,662,613	27,707,527	△ 1,044,914
電話加入権		164,267	164,267	0
有価証券		20,010,000	23,875,797	△ 3,865,797
カルフル元入金		6,488,346	3,667,463	2,820,883
流動資産		153,661,773	127,159,258	26,502,515
現金預金		142,846,368	116,789,894	26,056,474
未収入金		10,815,405	10,369,364	446,041
資産の部合計		864,394,025	860,627,801	3,766,224
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
固定負債		9,660,000	12,880,000	△ 3,220,000
長期借入金		9,660,000	12,880,000	△ 3,220,000
流動負債		32,469,017	45,606,464	△ 13,137,447
短期借入金		3,220,000	3,220,000	0
未払金		1,317,457	707,700	609,757
保育料（授業料）前受金		10,800,000	17,830,000	△ 7,030,000
入園料（入学金）前受金		6,788,000	10,624,000	△ 3,836,000
教材料前受金		10,184,560	12,460,510	△ 2,275,950
預り金		159,000	764,254	△ 605,254
負債の部合計		42,129,017	58,486,464	△ 16,357,447
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増減
基本金				
第1号基本金		1,060,887,641	1,063,315,041	△ 2,427,400
基本金合計		1,060,887,641	1,063,315,041	△ 2,427,400
繰越収支差額				
翌年度繰越収支差額		△ 238,622,633	△ 261,173,704	22,551,071
純資産の部合計		822,265,008	802,141,337	20,123,671
負債及び純資産の部合計		864,394,025	860,627,801	3,766,224

固定資産明細表

令和3年4月1日から  
令和4年3月31日まで

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
土地	272,114,793	0	0	272,114,793		272,114,793	
建物	781,092,618	0	4,726,131	776,366,487	381,817,943	394,548,544	
構築物	12,320,465	0	499,475	11,820,990	8,236,633	3,584,357	
機器	12,687,723	3,487,530	2,959,324	13,215,929	5,938,265	7,277,664	
図書	2,121,086	0	0	2,121,086		2,121,086	
車両	29,503,495	0	950,000	28,553,495	24,130,300	4,423,195	
建設仮勘定	0	0	0	0	0	0	
計	1,109,840,180	3,487,530	9,134,930	1,104,192,780	420,123,141	684,069,639	
特定資産							
第2号基本引当特定資産	0	0	0	0	0	0	
第3号基本引当特定資産	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	
借地権	0	0	0	0	0	0	
電話加入権	164,267	0	0	164,267		164,267	
施設利用権	0	0	0	0		0	
ソフトウェア	0	0	0	0		0	
有価証券	23,875,797	20,000,000	23,865,797	20,010,000		20,010,000	投資信託、無担保社債
カール元入金	3,667,463	2,820,883	0	6,488,346		6,488,346	
長期貸付金	0	0	0	0		0	
計	27,707,527	22,820,883	23,865,797	26,662,613	0	26,662,613	
合計	1,137,547,707	26,308,413	33,000,727	1,130,855,393	420,123,141	710,732,252	

## 独立監査人の監査報告書

令和4年6月20日

学校法人 帯広学園  
理事会 御中

小田切章裕公認会計士事務所

北海道帯広市東10条南11丁目1番地

公認会計士

小田切章裕

### 監査意見

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年3月25日付北海道公告(私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定)に基づき、学校法人帯広学園の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、付随事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人帯広学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年3月25日付北海道公告(私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定)に基づく貸借対照表、収支計算書、その他財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他

の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

### **計算書類に対する理事者及び監事の責任**

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

### **計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記がなされている場合

は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### **利害関係**

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

学校法人 帯 広 学 園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

令和 4 年 5 月 26 日

学校法人 帯 広 学 園

監 事 櫻 井 輝 雄

監 事 編 田 照 茂



私たちは、学校法人帯広学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づいて同学園の令和元年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細書）及び付随事業に係る貸借対照表、損益計算書を含め、学校法人の業務及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準に準拠しており、学校法人の令和 4 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務及び財産又は理事の業務執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

以上